

**北海道**

**犯罪のない安全で安心な地域づくり**

**推進方策**



イラスト：ヤマモトマナブ

**みんなで築こう、安全で安心な大地**

平成18年3月29日策定  
令和6年3月28日改定  
(第18次)

# 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議

## 目 次

1	推進方策の趣旨と基本方針等	1
2	北海道の犯罪情勢	2
3	犯罪に対する道民の意識	5
4	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の構成	10
5	取組重点	
(1)	犯罪の起きにくい社会づくり	
ア	「安全・安心どさんご運動」の普及促進	11
イ	防犯ボランティア活動の活性化	
(ア)	既存団体の更なる活動活性化と現役世代の参加促進	13
(イ)	学生ボランティアの育成	14
ウ	地域安全情報の発信	15
(2)	道民が不安を感じる犯罪等の被害防止	
ア	子供・女性対象犯罪	17
イ	オレオレ詐欺等の特殊詐欺	20
ウ	インターネット利用犯罪	23
エ	犯罪実行者募集情報（闇バイト情報）対策	24
6	推進項目	
(1)	連携、協調等の促進	25
(2)	道民等の防犯・規範意識の醸成	26
(3)	道民等による自主的な防犯活動の推進	27
(4)	学校・通学路等における児童等の安全確保	29
(5)	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備	32

# 1 推進方策の趣旨と基本方針等

## (1) 趣旨

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例(平成17年北海道条例第8号)は、道民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、「自らの安全は自らが創造していく」という基本理念に基づき、道民、事業者、行政機関等が協働して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、道民の総意として制定したものです。

条例の理念を実現するためには、道や市町村、事業者等が単独あるいは協働して取り組んでいる活動を体系的に整理し、取組重点や推進項目等を定め、総合的かつ計画的に施策を推進する必要があります。

このため、道では条例第8条の規定に基づき、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議の構成員の皆様からご意見を聴き、毎年度、推進方策を改定しています。

## (2) 基本方針

「自らの安全は自らが創造していく」  
自主防犯意識の醸成を図る

道民、事業者、行政等の連携強化を図り、  
「自助、互助、共助」の気運を高揚させる

人や地域等の絆を強め、コミュニティの力を高めるとともに、  
規範意識の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指す

## (3) 安全で安心な地域づくりスローガン

道民が共通認識を持ち、一体となった取組を推進するためのスローガンを定め、安全で安心な地域づくりの実現を目指します。

**「みんなで築こう、安全で安心な大地」**



## 2 北海道の犯罪情勢

### (1) 刑法犯認知状況

令和5年の道内の刑法犯認知件数は2万2,232件と、戦後最小となった令和3年以降、2年連続で前年比増加となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づいています。

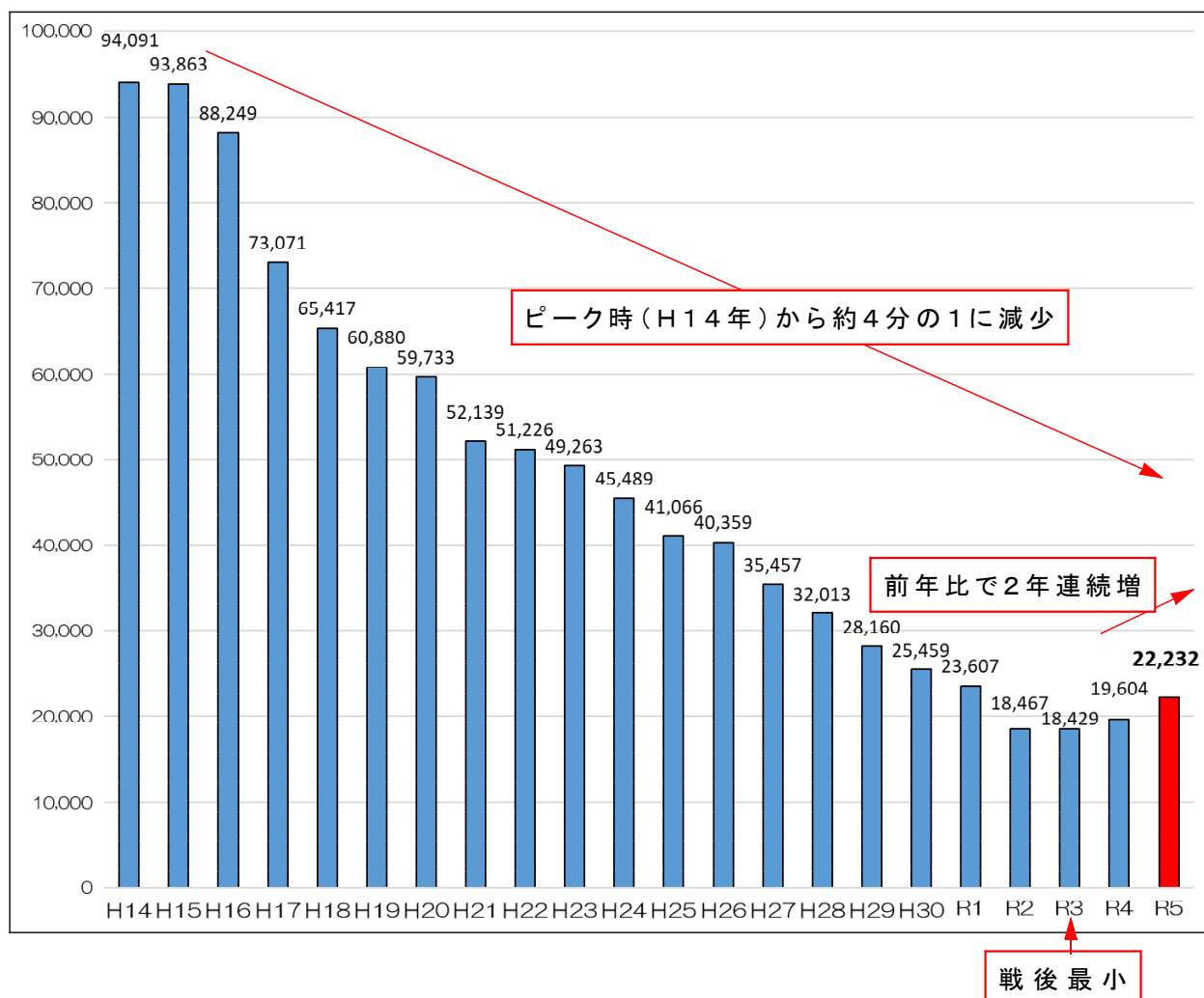
その中でも、特に増加している自転車盗のほか、暴行や傷害については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が一定程度影響したとみられます。

一方、令和4年に過去最悪レベルの被害が発生した特殊詐欺については、件数は約5割、被害額は5割超で減少しましたが、子どもや女性を対象とする犯罪が依然として後を絶たない状況にあるほか、新たにSNSを利用して巧妙に犯罪の実行犯を募る、いわゆる闇バイト情報が全国的に問題となるなど、道内の犯罪情勢について、今後の動向に注視すべき状況にあります。

### 道内における刑法犯認知件数の推移

(H14からR5までの各年12月末) ※道警察の統計による

単位：件



## (2) 政令指定都市等が所在する都道府県の比較

政令指定都市等（東京都を含む）が所在する16都道府県の犯罪率（人口10万人あたりの刑法犯認知件数）を比較すると、北海道は432.6で4番目に低く、最も低いのは355.4の熊本県、最も高いのは912.5の大阪府となっています。

### 政令指定都市等が所在する都道府県の比較（令和5年）

単位：件

都道府県名	犯罪率	刑法犯認知件数 R5	人口 (単位：千人)	刑法犯認知件数の推移(H30～R4)				
				R4	R3	R2	R1	H30
北海道	432.6	22,232	5,139	19,604	18,429	18,467	23,607	25,459
宮城	513.3	11,585	2,257	9,897	9,398	10,193	12,979	13,755
東京	643.7	89,101	13,841	78,480	75,288	82,764	104,664	114,492
埼玉	672.7	49,653	7,381	41,985	40,167	44,485	55,497	60,001
千葉	595.2	37,554	6,310	32,733	32,638	34,685	41,793	46,698
神奈川	476.0	43,847	9,212	36,575	33,252	35,241	41,780	46,780
新潟	401.0	8,673	2,163	7,433	7,746	8,561	10,743	11,137
静岡	429.7	15,612	3,633	14,269	14,440	15,370	17,876	19,659
愛知	623.4	46,833	7,512	41,250	37,833	39,897	49,956	55,080
京都	475.3	11,887	2,501	10,578	11,181	11,726	14,160	14,311
大阪	912.5	80,155	8,784	68,817	62,691	68,351	84,672	95,558
兵庫	682.8	37,272	5,459	33,017	30,013	34,246	40,395	44,233
岡山	495.0	9,231	1,865	8,007	7,536	7,832	9,436	9,509
広島	512.3	14,191	2,770	12,147	11,181	11,726	14,160	14,311
福岡	652.2	33,288	5,104	28,788	26,337	27,627	34,520	36,701
熊本	355.4	6,174	1,737	4,945	5,187	5,081	6,498	6,932

注1 人口は、総務省統計局統計（人口推計、R5.1.1現在）を参照

注2 刑法犯認知件数は、警察庁統計を参照（一部暫定値）

### (3) 主要罪種・手口別認知状況

令和5年の刑法犯認知状況を主要罪種・手口別に見ると、特殊詐欺などの知能犯は990件と、前年に比べ157件減少する一方、全体の6割を占める窃盗犯は1万3,949件で、前年に比べ+2,120件であり、特に、自転車盗(4,906件、前年比+1,077件)と大きく増加しました。

また、凶悪犯(228件、前年比+59件)、粗暴犯(3,468件、前年比+334件)、風俗犯(519件、前年比+92件)、その他の刑法犯(3,078件、前年比+180件)もそれぞれ増加しています。

#### 道内における主要罪種・手口認知状況

(H30からR5の各年12月末) ※道警察の統計による

単位：件

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年対比	過去5年平均 (H30-R4)
全刑法犯	25,459	23,607	18,467	18,429	19,604	22,232	2,628	21,113
凶悪犯	162	144	135	135	169	228	59	149
殺人	37	33	36	24	42	38	-4	34
強盗	56	54	31	34	47	45	-2	44
コンビニ強盗	13	8	9	7	4	6	2	8
路上強盗	8	12	3	6	3	8	5	6
放火	29	18	24	24	27	32	5	24
不同意性行等	40	39	44	53	53	113	60	46
粗暴犯	2,958	2,754	2,444	2,836	3,134	3,468	334	2,825
暴行・傷害(致死)	2,767	2,571	2,255	2,620	2,894	3,182	288	2,621
脅迫	154	140	149	174	199	212	13	163
恐喝	37	42	40	42	41	74	33	40
窃盗犯	16,401	15,304	11,444	11,115	11,829	13,949	2,120	13,219
空き巣	691	646	403	315	216	252	36	454
忍込み	162	171	79	85	70	111	41	113
居空き	15	15	40	10	9	15	6	18
事務所荒し	163	173	196	85	99	88	-11	143
自動車盗	103	75	84	37	87	84	-3	77
自転車盗	3,977	3,882	2,670	2,670	3,829	4,906	1,077	3,406
ひったくり	20	16	4	6	11	9	-2	11
車上ねらい	1,848	1,438	765	695	721	629	-92	1,093
部品ねらい	435	338	302	212	215	264	49	300
自販機ねらい	168	154	164	43	24	33	9	111
万引き	3,884	3,614	3,113	3,518	3,324	3,603	279	3,491
知能犯	859	865	684	810	1,147	990	-157	873
詐欺	753	650	561	656	975	835	-140	719
横領	43	53	63	54	83	89	6	59
風俗犯	662	597	509	429	427	519	92	525
不同意わいせつ	154	148	154	147	166	199	33	154
公然わいせつ・頒布等	471	448	353	282	261	236	-25	363
その他	4,417	3,944	3,251	3,104	2,898	3,078	180	3,523
住居侵入	622	577	408	336	319	426	107	452
器物損壊	2,773	2,449	1,998	1,862	1,760	1,713	-47	2,168

注1 塗りつぶし部分は過去5年平均よりも認知件が多い罪種・手口

2 令和5年刑法犯一部改正により「強制性交等」を「不同意性行等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更

### 3 犯罪に対する道民の意識

#### (1) 令和5年度道民意識調査結果の概要（※北海道において実施）

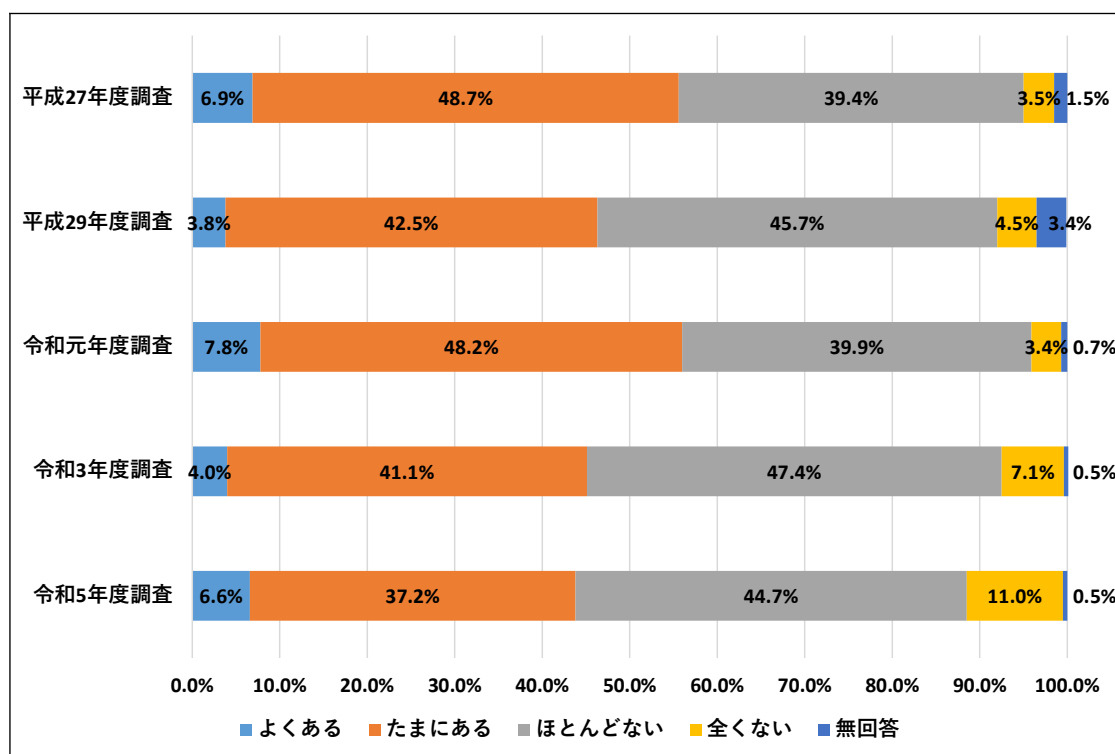
##### ア 調査の方法

- 調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- 標本数 1,500サンプル
- 有効回収数（率） 790（52.7%）
- 調査期間 令和5年9月～10月

##### イ 調査結果

##### (ア) 犯罪被害への不安感

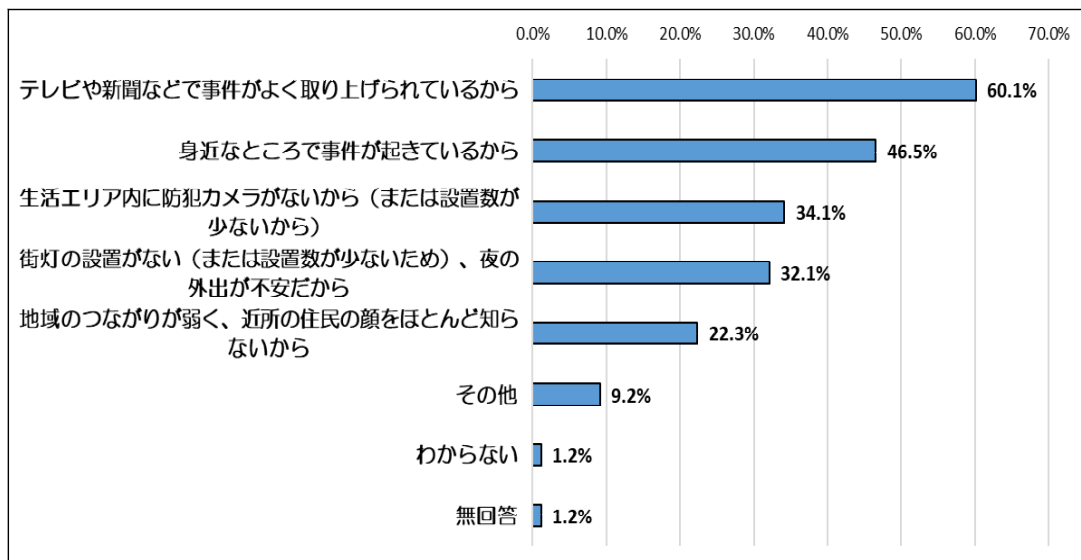
令和4年の刑法犯認知件数は1万9,604件と、20年ぶりに前年比で増加となる中で、「犯罪被害にあうのではないかと不安を感じること」については、「ほとんどない」（44.7%）、「全くない」（11.0%）との回答が、前回調査（R3年度。以下同じ。）と同様に全体の半数を超える結果となりました。



### (イ) 犯罪被害に不安を感じる要因（複数回答）

「不安を感じる要因」については、6割の方が「テレビや新聞などで事件がよく取り上げられているから」（60.1%）と回答しており、前回調査（60.4%）と同水準となりました。

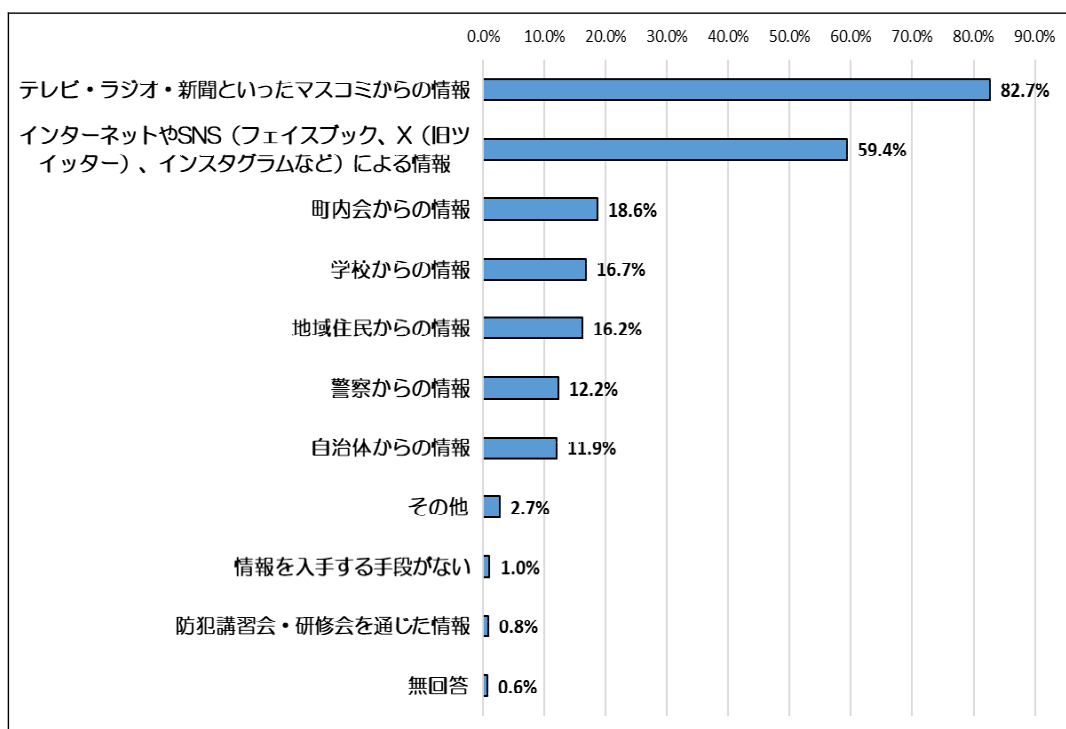
また、「街灯の設置がない、夜の外出が不安」と回答された方が前回調査と比べ11.9ポイント増加しました。



### (ウ) 地域で起きている犯罪を知る手段（複数回答）

地域で起きている犯罪を知る手段については、8割の方が「テレビ・ラジオ・新聞などといったマスコミからの情報」（82.7%）と回答しており、前回調査と同水準の結果でした。

その他の項目についても前回調査と同水準の結果となっています。



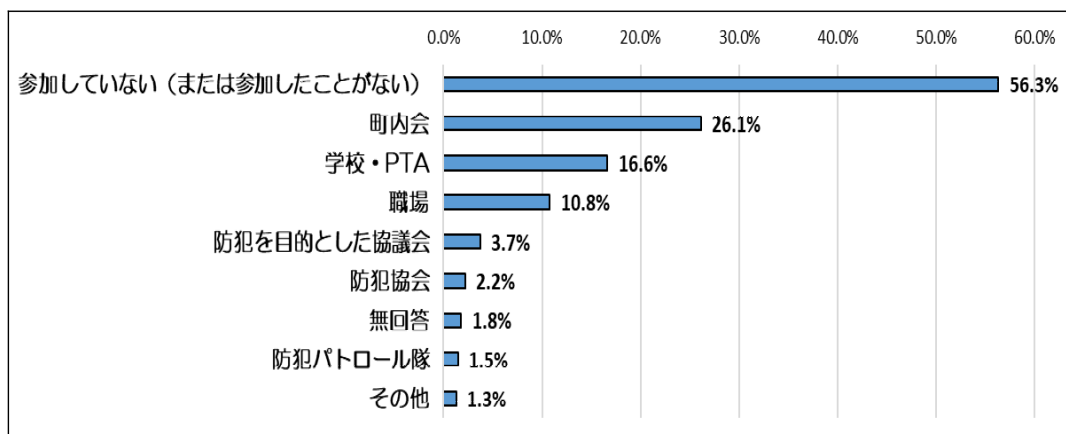


### (工) 地域の防犯活動への参加状況（複数回答）

地域の防犯活動への参加状況については、半数の方が「参加していない（または参加したことがない）」（56.3%）と回答し、前回調査と同水準の結果となりました。

その他の項目についても前回調査と同水準の結果となっています。

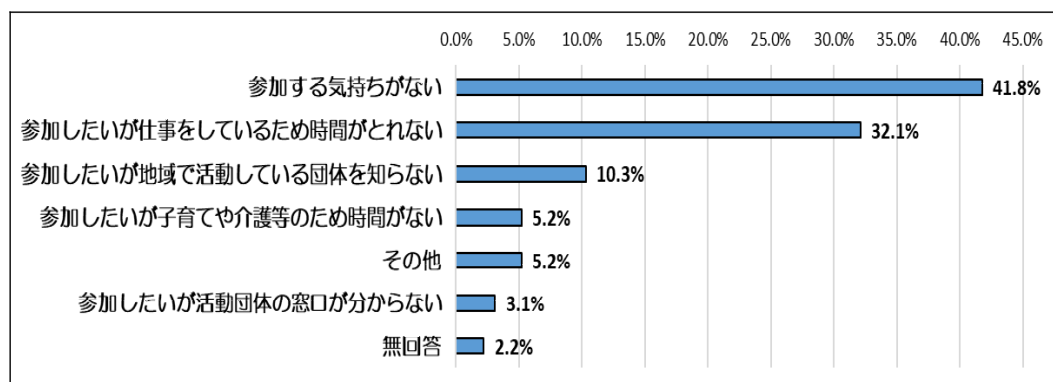
参加経験がある人の多くは、町内会や学校・PTAを通じた活動に参加しています。



### (才) 地域の防犯活動に参加していない理由

(工)の質問で、地域の防犯活動に「参加していない（または参加したことがない）」と回答した方のうち、4割の方が「参加する気持ちがない」（41.8%）と回答する一方、半数以上の方が「団体での活動に参加したいが（阻害要因のため）参加できない」と回答しており、前回調査と同水準の結果となりました。

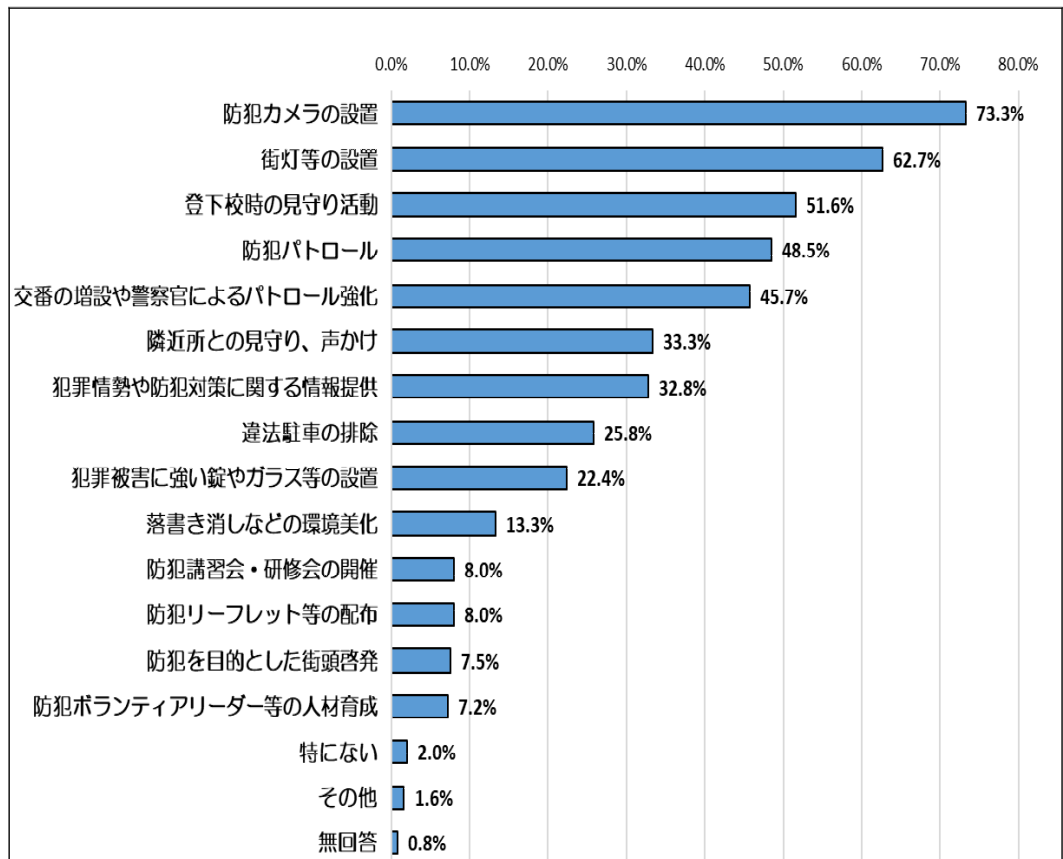
参加できない理由について、最も多かったのが、「仕事をしているため時間がとれない」（32.1%）で、次いで「地域で活動している団体を知らない」（10.3%）、「子育てや介護のため時間がない」（5.2%）「活動団体の窓口が分からない」（3.1%）の順となっており、いずれも前回調査と同水準の結果となっています。



(カ) 犯罪防止に必要な活動（複数回答）

犯罪防止に必要な活動として、「防犯カメラの設置」（73.3%）、「街路灯等の設置」（62.7%）と回答された方がそれぞれ前回調査と同様に6割を超える結果となりました。

このような中で、「登下校時の児童の見守り活動」（51.6%）と回答した方は前回調査よりも5.4ポイント増加する一方、「犯罪情勢や防犯対策に関する情報提供」と回答した方は前回調査より5.0%減少する結果となりました。



## (2) 令和5年度警察活動等に関する道民の意識調査結果の概要

(※北海道警察において実施)

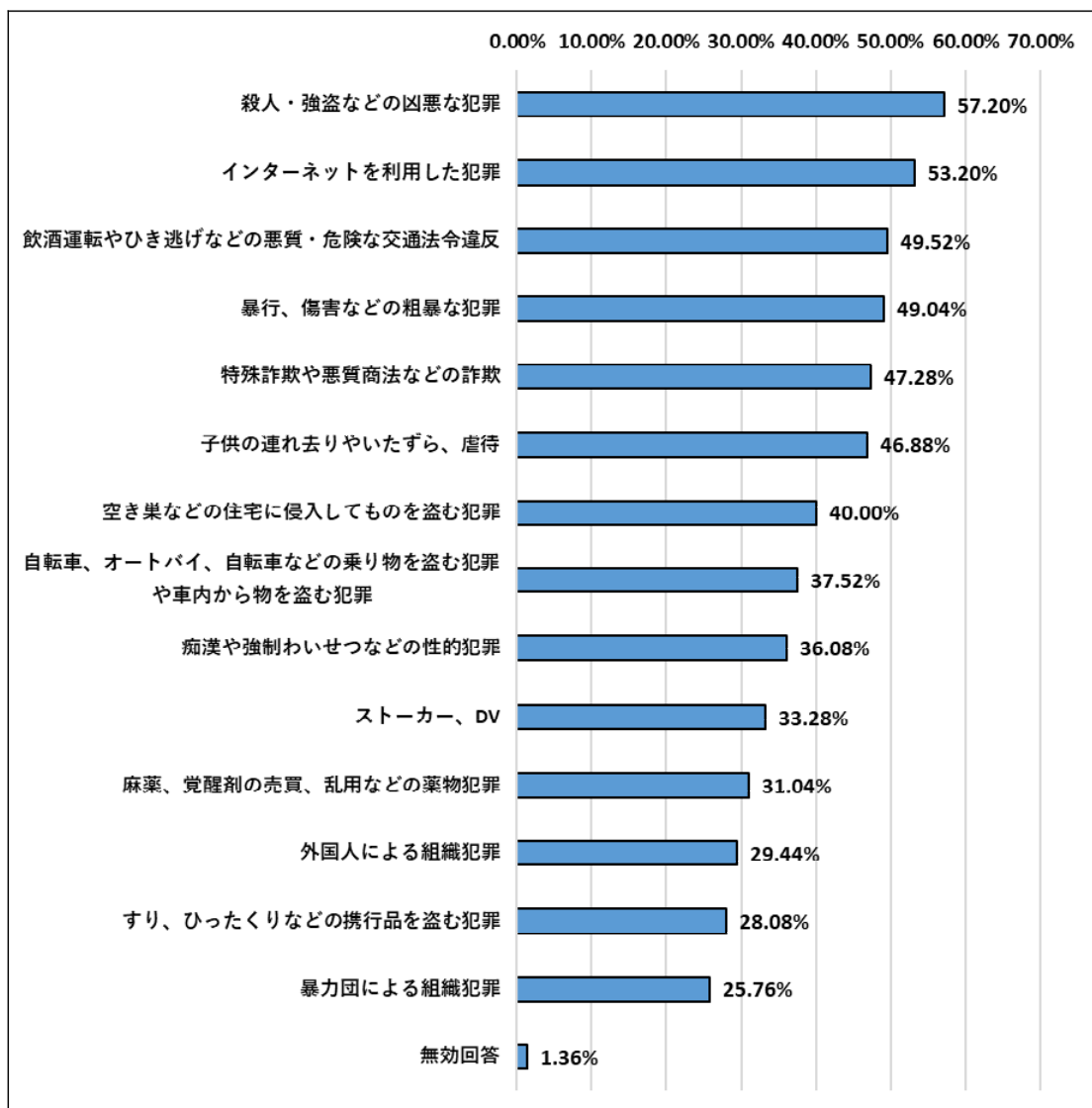
### ア 調査の方法

- 調査対象 道内に居住する運転免許更新者
- 調査対象者 1,263人（配付数）
- 有効回収者（率） 1,250人（98.97%）
- 調査期間 令和5年10月～11月
- 抽出方法 道内の運転免許試験場の免許更新者から無作為に抽出

### イ 調査結果

#### ○ 不安に感じる犯罪や特に力を入れて取り締まってほしい犯罪

「不安に感じるまたは取り締まってほしい犯罪」に関する設問について、交通法令違反を除くと、約6割の方が「殺人・強盗などの凶悪な犯罪」（57.20%）と回答しており、次いで「インターネットを利用した犯罪」（53.20%）、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」（49.04%）、「特殊詐欺や悪質商法などの詐欺」（47.28%）と続いています。

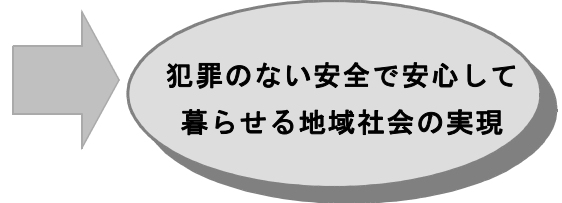


## 4 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の構成

### (1) 基本理念と責務

#### 基本理念（条例第3条）

- 自らの安全は自らが創造していくという意識を基本に、道、市町村、道民等の適切な役割分担により推進する
- 犯罪の実態を考慮し効果的に推進する
- 本道を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進する
- 関連するあらゆる分野における取組と連携して推進する



#### 道の責務(条例第4条)

- 安全で安心な地域づくりに関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施
- 国、市町村との緊密な連絡調整

#### 道民の責務（条例第5条）

- 日常生活の安全確保と安全で安心な地域づくりの推進
- 道が実施する施策への協力

#### 事業者の責務(条例第6条)

- 事業活動の安全確保と安全で安心な地域づくりへの協力
- 道が実施する施策への協力



### (2) 推進体制の整備（条例第7条）

道、道警、道教委などの行政機関のほか、市町村の代表や全道組織の関係団体等（防犯団体、町内会、学校長会、PTA団体、商工会議所、警備業協会、建設業協会等）で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」を平成17年7月に設置し、現在、70の機関・団体が加盟しています。

### (3) 基本的施策（条例第9条～27条）

広報及び啓発	普及啓発資材の作成配布、ホームページ、新聞、広報紙等による広報
自主防犯活動の促進	実践型防犯教室、防犯ボランティアリーダー養成講座、合同パトロール、防犯診断、防犯訓練等の実施、防犯活動資材の貸与等
情報の提供	ホームページ、X（旧ツイッター）、ほくとくん防犯メール及びほくとポリスなどによる情報発信、地域安全ニュースの発行、犯罪発生マップの掲載等
市町村に対する支援	防犯活動推進地区の指定、犯罪情報の提供、防犯活動事例の紹介等
児童等の安全の確保	学校・通学路等における指針の策定、普及啓発、教員等対象の学校安全研究協議会、児童への副読本の作成配布等
生活環境の整備	道路・公園等の防犯上の指針の策定、普及啓発、防犯モデルマンションの認証、防犯上の指針に基づく道路修繕、道営住宅等の改善措置
表彰	安全で安心な地域づくり活動に顕著な功績があった個人・団体に対する表彰

## 5 取組重点

近年の社会情勢や犯罪発生実態等を踏まえ、犯罪のない安全で安心な地域を実現するため、次のとおり取組重点を定めます。

- (1) 犯罪の起きにくい社会づくり
  - ア 「安全・安心どさんご運動」の普及促進
  - イ 防犯ボランティア活動の活性化
    - (ア) 既存団体の更なる活動活性化と現役世代の参加促進
    - (イ) 学生ボランティアの育成
  - ウ 地域安全情報の発信
- (2) 道民が不安を感じる犯罪等の被害防止
  - ア 子供・女性対象犯罪
  - イ オレオレ詐欺等の特殊詐欺
  - ウ インターネット利用犯罪
  - エ 犯罪実行者募集情報（闇バイト情報）対策

### (1) 犯罪の起きにくい社会づくり

#### ア 「安全・安心どさんご運動」の普及促進

平成20年に全道推進会議で採択された「安全・安心どさんご運動」は、「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」、「子どもの安全を見守る運動」が重点取組となっており、今年で運動開始から16年目を迎えます。

道内各地で、事業所に貼られたポスターや車両に貼られたステッカー等を見かける機会が多くなり、安全・安心の輪が着実に広がりを見せています。

より多くの道民の方々が「安全・安心どさんご運動」に参加していただけるよう、引き続き普及促進に努めます。

#### 「安全・安心どさんご運動」の重点取組

##### 🍌 あいさつ・みまもり・たすけあい運動 🍌

いつでも、どこでも、誰にでもできる「あいさつ・みまもり・たすけあい」を通じ、人や地域、社会の絆を強め、希薄化しているコミュニティ機能の向上を図り、犯罪のない地域づくりを目指します。

##### 🍌 子どもの安全を見守る運動 🍌

子どもを見守り、注意喚起を促すとともに、危険な状況にある場面を見かけた際は保護し、警察に通報するなどして、子どもの安全を守ります。



ポスター



ステッカー